

令和4年度すぎと町民大学公開講座 （仮題）「伊奈忠次とその事績」

来年の大河ドラマは「どうする家康」。その主人公である徳川家康の側近の一人だったのが、伊奈忠次です。忠次が家康のもとで、どのような重要な役割を果たしたのか、伊奈忠次の人物像だけでなく、忠次と杉戸周辺地域との関わりについて、伊奈氏研究の第一人者である和泉清司先生にお話をいただきます。

日時 11月26日(土) 14時～15時30分
場所 役場 第1庁舎 3階会議室
定員 30名（申込順）
申込方法 社会教育課まで電話にて
☎・📠 社会教育課 町史・文化財担当 内線483・492

農地を取得した場合は、 農業委員会への届出が必要です

相続等により農地の権利を取得した方は、農業委員会に届出することが必要となります。（権利を取得した土地が農地ではない場合は不要です。）

届出の時期 権利を取得したことを知った時点から、おおむね10か月以内

届出に必要な書類 ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書
・対象農地の登記簿謄本（コピー可）

📠 農業委員会事務局 内線324

新入学児童学用品費を支給します

令和5年度に入学する新小学校1年生に、就学援助費のうち入学に必要な「新入学児童学用品費」について、入学前の支給を実施します。

対象（以下すべてに該当する方）

- ①令和5年1月1日時点で杉戸町に住民票があり、令和5年度に杉戸町立各小学校へ入学するお子様がいます方
- ②新入学児童学用品費の入学前の支給を希望する方
- ③世帯の収入が不安定などで援助が必要とみとめられる方または、令和4年度において、世帯全員が次のいずれかに該当する方

- 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- 事業税の減免
- 国民年金保険料の減免
- 町民税の非課税または減免
- 固定資産税の減免
- 生活福祉資金の貸付
- 児童扶養手当の受給

- 国民健康保険税の減免または徴収の猶予※

※18歳未満の被保険者が3人以上いる世帯の減免は対象外です。

支給額 新小学校1年生 54,060円
申請期間 11月1日(火)～令和5年1月31日(火) ※土・日・祝日・年末年始を除く
第一次締切 12月28日(水)➡令和5年2月上旬頃支給予定
最終締切 令和5年1月31日(火)➡令和5年2月下旬頃支給予定
提出場所 教育委員会 学校教育課窓口（役場第一庁舎2階）
※入学予定の学校での申請は受付できません。

※令和5年度中学校新1年生も新入学生徒学用品費の入学前支給を受けられます。
現在、就学援助の認定を受けていない方は、期限内に申請書をご提出ください。

河川などの異常水質事故防止に ご協力ください

河川や水路に油や薬品などが流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響が出る「異常水質事故」が多く発生しています。不要な塗料や油、農薬などの取扱いには十分にご注意いただき、決して河川や水路、側溝に流さないようお願いします。事故対応の費用は、事故原因者の負担となります。

もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかに県東部環境管理事務所または環境課までご連絡ください。

📠 県東部環境管理事務所 ☎（34）4011
環境課 環境保全担当 ☎（38）0401

農用地区域からの除外申出について

農業振興地域における農用地区域内の農地を転用する場合は、農地転用許可申請の前に農用地から除外する手続きが必要となります。やむを得ない理由により農地を転用する計画がある方は、次の受付期間内に農用地除外の申出をしてください。

なお、除外申出の認可については、農地転用・開発行為等の許可見込みのほか、土地改良事業の実施状況など、除外に関する各要件を満たす必要があります。

受付期間 12月1日(木)～7日(水) ※土・日を除く
受付場所 産業振興課窓口
📠 産業振興課 基盤整備担当 内線323

📞**問合せ** 学校教育課 学務担当 内線390

申請に必要なもの

- ①就学援助入学児童学用品費等入学前受給申請書（学校教育課窓口で配布または町ホームページからダウンロード）
- ②令和3年中の所得を証明できる次のいずれかの書類（未就学児・学生以外の方全員分）
 - 源泉徴収票、確定申告書控の写し
 - 令和4年度住民税決定証明書
- ③「対象③」の該当者は、該当事由を証明する決定（承認）通知書、受給者証の写し
※今年度就学援助の認定を受けている世帯は、申請書のみご提出ください。



すぎぴょんカフェ（認知症カフェ）

カフェのように誰でも自由に立ち寄れる「地域の居場所」です。気分転換や息抜きにぜひお越しください。

日時 11月18日(金) ①10時～10時50分
②11時～11時50分
※3密を避けるため、二部入れ替え制となります。

場所 ウエルシア杉戸倉松店 ウエルカフェ
参加費 無料
内容 参加者同士の交流、もの忘れや認知症や健康・介護に関する個別相談。認知症疾患医療センター（久喜すずのき病院）相談員による相談。

定員 ①②とも各4名程度（申込不要ですが、個別相談をご希望の方は事前にご連絡ください。）

※自宅で体温測定をし、マスクを着用してお越しください。

📠 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

認知症徘徊声かけ訓練

認知症の基礎的な知識と対応を学ぶとともに、認知症の方に対する声かけの実践を行います。また、当日は福祉用具も展示します。

日時 11月26日(土) 13時30分～16時
場所 すぎとピア 多目的ホール 他
内容 認知症の方への声かけ体験・学習
主催 杉戸町 **定員** 40名
申込方法 11月22日(火)までに高齢介護課へ電話にて
☎・📠 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302・303

野外焼却（野焼き）はやめましょう！

工場・事業場や一般家庭で、簡易焼却炉などを利用してごみを焼却しているケースが見受けられます。簡易焼却炉・ドラム缶・ブロック積みなどによるごみ焼却も「野焼き」とみなされ、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」「火災の危険がある」など、周囲の環境を害する恐れがありますので、ごみを処分する際は決められた方法を守りましょう。

野外焼却禁止の例外

河川敷の草焼き、災害などの応急対策・火災予防訓練、正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事、焼き畑、水田での稲わらの焼却、魚網にかかったごみの焼却、キャンプファイヤーなどは罰則を伴う焼却禁止の例外として扱われます。

※周辺的生活環境に支障が出たり、苦情等が寄せられた場合には、焼却中止などの改善指導の対象になります。

📠 環境課 環境保全担当 ☎（38）0401

町からの情報はコチラ

すぎとひろば

杉戸町役場 ☎ 0480（33）1111

町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲



家庭用剪定枝粉碎機で 雑木をチップ化しましょう！

町では、木質系廃棄物リサイクルと可燃ごみ発生抑制のため、剪定枝粉碎機の貸出を行っています。

対象 ・町内に住所を有し、かつ、居住する者
・町内で活動する自治会、町内会、PTA、子ども会、老人クラブ等、営利を目的としない団体
・町内の幼稚園、保育園、小・中学校および高等学校

粉碎能力 枝の直径30mm程度（固い木、竹等不可）
貸出機重量 25kg
費用 無料（使用に係る費用は自己負担）
貸出場所 環境センター
持ち物 本人確認ができるもの

※粉碎機により粉碎した剪定枝葉は、たい肥または雑草の発生抑制等として有効利用してください。

📠 環境課 廃棄物担当 ☎（38）0401

令和5・6年度 物品等入札参加資格審査申請受付

対象 町が発注する物品等の入札参加を希望する者
申請受付期間 12月1日(木)～23日(金)
受付方法 ①町ホームページから「受付シート」をダウンロードし、入力後、電子メールに添付し、下記アドレスに送信。
②電子メールを送信後、申請書類を郵送。
※持参提出不可

申請書類等 町ホームページ「入札・契約情報」の「物品等入札参加資格登録」からダウンロード（11月下旬に公開）

参加資格の有効期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

📠 管財契約課 契約審査担当 内線273
✉meibol14642@town.sugito.lg.jp

医療費通知は大切に

国民健康保険では2か月に一度世帯主あてに医療費通知を送付しています。医療費通知の再発行はできませんので、大切に保管してください。

📠 町民課 国民健康保険担当 内線252・454